

Q



働き方改革を後押しする観点から所得税に関する控除が見直されたようですが、具体的にどのように改正されたのですか。

A



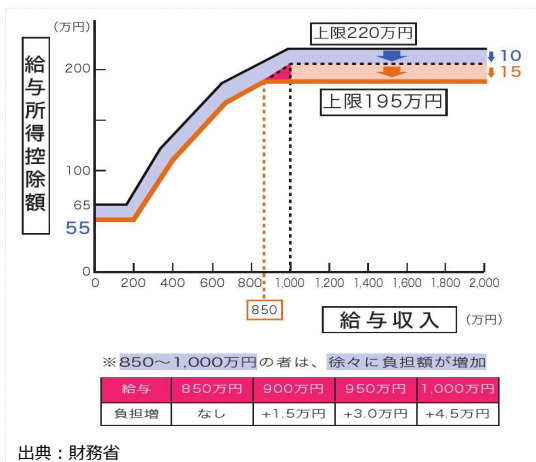
平成30年度の税制改正では、給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除・青色申告特別控除などの様々な控除について改正されています。

●改正概要●

①給与所得控除の見直し

増税

- ・給与所得控除額が一律10万円引き下げられます。
- ・給与所得控除の上限額の適用が給与収入金額850万円とされ(現行1,000万円)、その上限額が195万円に引き下げられます。(現行220万円)

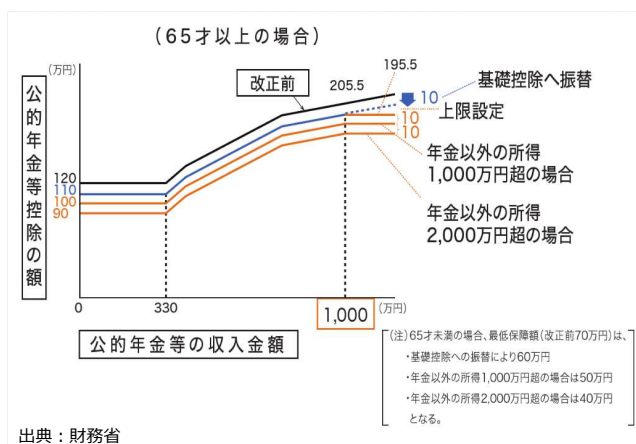


出典：財務省

②公的年金等控除の見直し

増税

- ・公的年金等控除額が一律10万円引き下げられます。
- ・公的年金等の収入金額が1,000万円超である場合、控除額の上限が195.5万円とされます。(現行上限なし)(公的年金等以外の合計所得金額が1,000万円を超える場合においては、更に上限額が引き下げられます。)



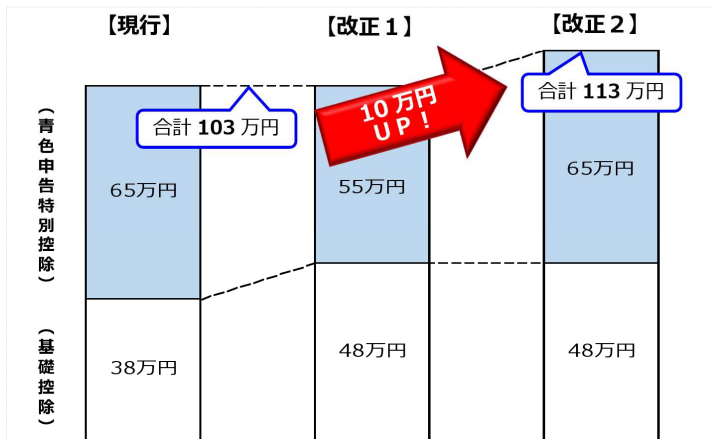
出典：財務省

③基礎控除・青色申告特別控除の見直し

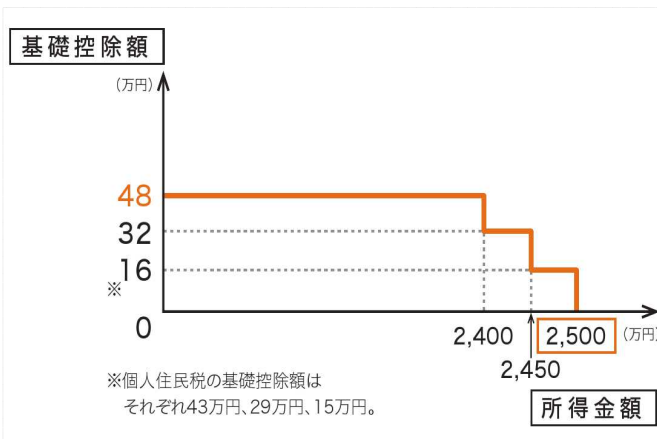
減税

一部 増税 (高所得者)

- ・基礎控除額が一律10万円引き上げられます。【下図(左)改正1、2】(合計所得金額が2,400万円を超える場合は段階的に減額しゼロへ【下図(右)】)
- ・青色申告特別控除(65万円)が55万円の控除に引き下げられます。【下図(左)改正1】
- ・e-TAXによる申告など、一定の要件を満たす場合に限り現行どおりの65万円の控除を受けることができます。【下図(左)改正2】



出典：国税庁



出典：財務省

平成32年分以後の所得税及び平成33年度分以後の住民税について適用開始



POINT



所得の種類に応じた控除額(給与所得控除など)は、他の主要国における概算控除額と比較すると日本は過大であることから、今後も引き続きこのような概算控除額を減額し、人的控除への振替を行う所得税の改正が検討されていくかもしれません。

Q



所得税に関する控除についての改正の内容はわかりましたが、具体的には、どういった人に影響があるのですか。

A



具体例として、サラリーマン、年金受給者、自営業者・フリーランスの立場の方の場合において、今回の税制改の影響についてまとめてみましたので参考にしてください。

	減 税	改正の影響なし	増 税
サラリーマン ※2		介護・子育て世帯(※1)以外 年収850万円以下	介護・子育て世帯(※1)以外 年収850万円超
		介護・子育て世帯(※1) 年収2,610万円以下	介護・子育て世帯(※1) 年収2,610万円超
年金受給者 ※2		公的年金等の 収入金額1,000万円以下 かつ 公的年金等以外の 合計所得金額1,000万円以下	公的年金等の 収入金額1,000万円超 あるいは 公的年金等以外の 合計所得金額1,000万円超
フリーランス 自営業者	合計所得金額2,400万円以下 かつ 電子申告・電子帳簿の保存のうち <u>いずれか行っている</u>	合計所得金額2,400万円以下 かつ 電子申告・電子帳簿の保存のうち <u>いずれも行っていない</u>	合計所得金額2,400万円超

※1 納税者本人・同一生計配偶者若しくは扶養親族のいずれかが特別障害者である世帯、23歳未満の扶養親族を有する世帯

※2 サラリーマンかつ年金受給者である場合であっても、一定の調整があるため、上記図の区分に影響はありません。

■前提条件■

・今回の改正の対象である給与所得控除、公的年金等控除、青色申告特別控除、基礎控除のみを取りあげて比べています。したがって、上記以外のたとえば、配偶者(特別)控除・扶養控除などについては、上記図では考慮しておりません。

★フリーランス(自営業)と給与所得者等の控除のバランスをとるための改正ではありますが、いずれにしても高所得者層にとっては、増税傾向にあります。今後も改正の動向をチェックする必要がありそうです。

平成32年分以後の所得税及び平成33年度分以後の住民税について適用開始



POINT



働き方が多様化してきている現在において、給与所得者・年金受給者など特定の収入にのみ適用されている控除額をどのような所得にでも適用できる基礎控除に振替えたこととなります。働き方の多様化に影響が出てくるかもしれませんね。